

原子力規制委員会 御中

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の改正案等に対する意見

生活協同組合パルシステム神奈川

理事長 藤田 順子

私たち生活協同組合パルシステム神奈川は「生命（いのち）を愛（いづく）しみ、自立と協同の力で、心豊かな地域社会を創り出します」を理念とし、安心して暮らせる社会をつくるために神奈川県内で事業活動を行っています。東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、2012年に「エネルギー政策」を制定するなど、持続可能な社会の実現を目指して活動しています。これまでも事業活動や組合員家庭における省エネルギーの推進、脱原子力発電運動、地域と協同した再生可能エネルギー普及活動に取り組んでまいりました。

私たちパルシステム神奈川のこれまでの取り組みを踏まえ、以下の5点の視点から意見を申し述べます。

- (1) 原子力発電の稼働60年の延長については、科学的知見がなく、十分な検証がなされていない。
- (2) 再生可能エネルギーを中心とする「エネルギー基本計画」と大きく矛盾するものであること。「核燃料サイクル」の取り組みは破綻しており、放射性物質の廃棄物処理方法が確立されない中でさらに推進することに大きな問題がある。
- (3) 原子力発電は安定的で安価なエネルギー供給源ではなく、原子力発電の推進により電気料金が安価になることにはつながらない。
- (4) 脱炭素社会に向けて、石油、石炭、ウランなど海外からの輸入資源を必要としない、再生可能エネルギーにシフトすることが改めて必要である。
- (5) 2011年3月11日午後7時3分に発令された東京電力福島第一原子力発電所の事故による「原子力緊急事態宣言」は解除の見通しが無いまま現在に至っている。

1. 丁寧な国民的論議もなく進められた、関連法の改正はそもそも受け入れられません。

発電用原子炉は2012年、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえて原子炉等規制法を改正し運転期間を「原則40年、最長60年」とする上限が盛り込まれました。稼働後40年に満たない発電用原子炉でも、劣化によるトラブル、点検漏れによる事故が報告されています。稼働後40年を超えればさらに事業者の点検や老朽化評価には限界があり、原子力規制委員会の審査により科学的・技術的な安全性を担保できるのか懸念されます。また、原子力発電活用を前提とした運転期間延長については、法改正スケジュールを優先し丁寧な国民的論議が行われない中で進められた安全規制は、東京電力福島第一原子力発電所の事故による「原子力緊急事態宣言」解除の見通しが無い中で、そもそも受け入れられるものではありません。

2. 運転期間を原則40年とする旧規定に戻すべきです。

これまでも、運転期間30年を超える原子力発電所に対しては高経年化対策制度として10年ごとの審査が行われており、今回の制度改正により安全規制を厳格化したわけではありません。老朽した原子力発電所は原子炉の耐久性など未知な要素が多く、専門家からも多くの指摘を受けています。世界でも60年を超えた運転の例はなく、科学的知見が乏しい中では、運転期間を原則40年とする旧規定に戻すべきです。

以上